

第 5 章

公園下水道課

下水道 町にしあわせ また一つ



1. 事務分掌
2. 公園下水道事業の概要
3. 下水道事業

1. 事務分掌

区分	事務分掌	人員	備考
総務担当	1. 課内の連絡調整に関すること 2. 予算・決算に関すること。 3. 給与・旅費・物品・文書に関すること。	4	主席 1 補佐 1 主任 2
管理担当	1. 公園・下水道施設の維持管理に関すること。	4	補佐 2 技師 2
都市公園担当	1. 都市公園・都市緑化に関すること。	4	主席 2 主任 1 主任 1
公共下水道担当	1. 公共下水道の計画・建設に関すること。	4	補佐(流 域下 水道) 1 担当 1 主任 1 主任 1 技師 1
流域下水道担当	1. 流域下水道の計画・建設に関すること。	2	主任 2

2. 公園下水道事業の概要

都市環境の改善及びレクリエーション、都市防災等公共福祉の増進上重要な公園・緑地の整備と併せ、都市の健全な発達と公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全上欠くことのできない下水道の整備により、快適で住みよい環境づくりをすすめている。

(1) 都市公園事業

都市公園は、児童・近隣等の住区基幹公園、総合・運動の都市基幹公園、風致・墓園等の特殊公園、広域の大規模公園に大別され、本県においてはこれらについて都市計画法適用の9市23町1村に538ヶ所、4,026.45ヘクタールの計画決定をみており、都市計画区域内人口の1人当たり49.4㎡となっている。

このうち平成2年度末まで426ヶ所、1,001.30ヘクタールの整備を完了し、別表のとおり都市公園として開設しているが、これは都市計画区域内人口1人当たり12.29㎡にあたっている。

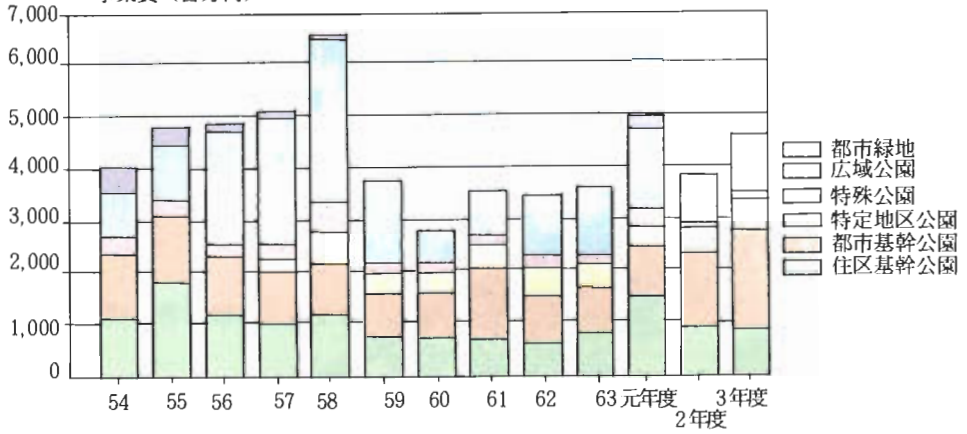
また、都市計画区域が指定されていない町村に設置する特定地区公園（カントリーパーク）は、12町村が整備をしており、53.88ヘクタールを開設している。

◎ 都市公園整備の推移

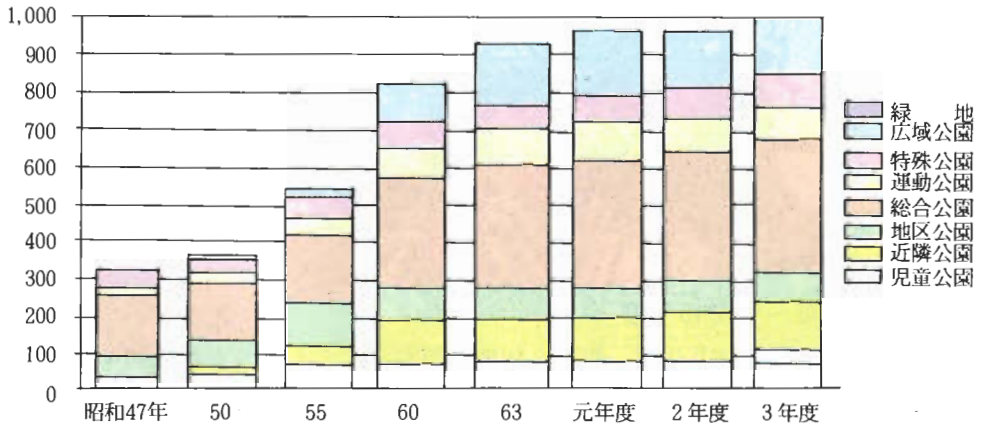
区分 年月	計 画 決 定		整 備 済			摘 要
	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	左の整備率%	
52. 3	368	2,220.41	192	385.93	17.4	
53. 3	391	2,532.67	220	417.06	16.5	
54. 3	407	2,723.14	246	445.32	16.4	
55. 3	428	2,870.26	272	496.41	17.3	
56. 3	452	2,896.88	298	538.21	18.6	
57. 3	457	2,908.00	315	598.22	20.6	
58. 3	465	2,924.52	327	642.32	22.0	
59. 3	485	2,956.07	340	673.41	22.8	
60. 3	492	3,023.19	365	738.44	24.4	
61. 3	496	3,038.25	372	816.98	26.9	
62. 3	505	3,131.36	382	851.55	27.2	
63. 3	517	3,199.59	391	883.99	27.6	
元. 3	522	3,710.17	397	927.27	25.0	
2. 3	524	3,769.60	408	942.12	25.0	
3. 3	532	4,002.85	414	959.68	24.0	
4. 3	538	4,026.45	426	1,001.68	24.9	9市23町1村

◎ 都市公園事業の実績

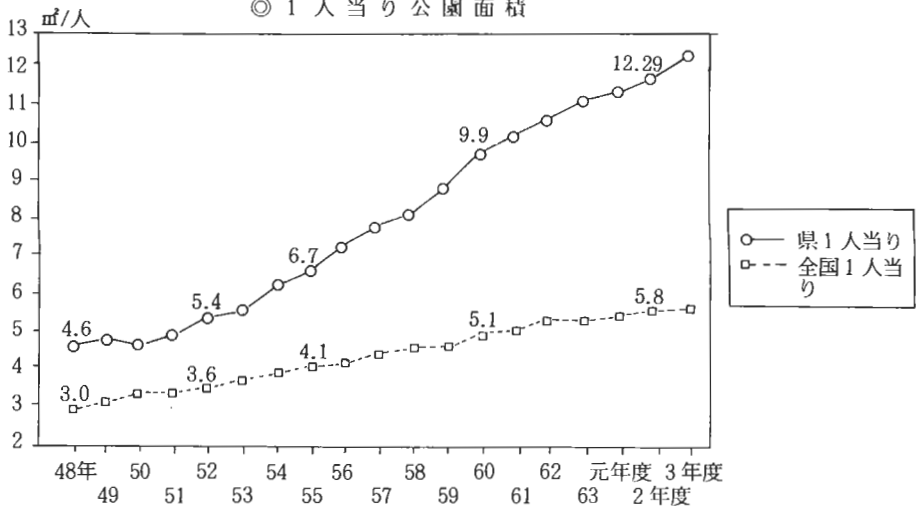
事業費 (百万円)



◎ 公園種別面積推移



◎ 1人当り公園面積



県立北欧の杜公園整備

合川町大野台地区に北緯 40° シーズナルリゾート構想実現に向けて北の玄関口として利用者の多様なニーズに対応し、長期滞在を目指した、新しいスタイルのレクリエーション公園を整備するものである。

(1) 全体計画概要

総事業費 15,700 百万円、計画面積 212.2ha

ゾーン区分

A. ファームランドゾーン	46.2ha (体験学習の場)
B. レイクサイドゾーン	52.0ha (保養宿泊の場)
C. スポーツゾーン	48.0ha (健康増進の場)
D. レクリエーションゾーン	50.0ha (野外活動の場)
E. パークセンターゾーン	16.0ha (出会いと交流の場)

(2) 事業実施予定

平成 2 年度～平成 15 年度

第 1 期工事 平成 2 年度～平成 8 年度 (但し、ふるさとづくり特別対策事業分
平成 2 年度～平成 4 年度)

第 2 期工事 平成 9 年度～平成 15 年度

(3) 平成 4 年度事業の内容

1) 都市公園整備事業 (補助) A = 122.2ha

①レイクサイドゾーン

汚水処理場 (浄化層躯体工、機械、電気設備工など)

②用地及び補償 (用地国債) A = 34.9ha

2) ふるさとづくり特別対策事業 (単独) A = 90ha

①レクリエーションゾーン

- ・施設造成工 (園路広場工、修景施設工、植栽など)
- ・建築物 8 棟 (休憩所便所 3 棟、便所 3 棟、四阿)
- ・公園維持用水施設工・用地及び補償 A = 10.8ha

北沢の社会園基本設計
全体計画平面図



- 公園設計規模 A=212, 2ba
 A. プラザ・ランドゾーン / 48, 28b
 広場の設置を前提とする「島の文化」の広場学生の場。
 B. レイクサイドゾーン / 32, 08a
 北沢フィナンシャルセンターに隣接する広場足元を歩み出した島民の場。
 C. エコゾーン / 48, 08a
 島に採れる島の産物や島の産物を利用する島の場。
 D. レクリエーションゾーン / 80, 08a
 広場のかつ交通的なイベント前庭に充てては外島の場。
 E. パークゾーン / 16, 08a
 北沢の中心地として北沢の場を創出した島の場。



緑地帯 (緑地帯)	緑地帯 (緑地帯)
緑地帯 (緑地帯)	緑地帯 (緑地帯)
緑地帯 (緑地帯)	緑地帯 (緑地帯)
緑地帯 (緑地帯)	緑地帯 (緑地帯)
緑地帯 (緑地帯)	緑地帯 (緑地帯)
緑地帯 (緑地帯)	緑地帯 (緑地帯)
緑地帯 (緑地帯)	緑地帯 (緑地帯)
緑地帯 (緑地帯)	緑地帯 (緑地帯)
緑地帯 (緑地帯)	緑地帯 (緑地帯)
緑地帯 (緑地帯)	緑地帯 (緑地帯)

主要施設

- ① パークセンター
- ② クラウドセンター
- ③ クラウドセンター
- ④ クラウドセンター
- ⑤ クラウドセンター
- ⑥ クラウドセンター
- ⑦ クラウドセンター
- ⑧ クラウドセンター
- ⑨ クラウドセンター
- ⑩ クラウドセンター
- ⑪ クラウドセンター
- ⑫ クラウドセンター
- ⑬ クラウドセンター
- ⑭ クラウドセンター
- ⑮ クラウドセンター
- ⑯ クラウドセンター
- ⑰ クラウドセンター
- ⑱ クラウドセンター
- ⑲ クラウドセンター
- ⑳ クラウドセンター
- ㉑ クラウドセンター
- ㉒ クラウドセンター
- ㉓ クラウドセンター
- ㉔ クラウドセンター
- ㉕ クラウドセンター
- ㉖ クラウドセンター
- ㉗ クラウドセンター
- ㉘ クラウドセンター
- ㉙ クラウドセンター
- ㉚ クラウドセンター
- ㉛ クラウドセンター
- ㉜ クラウドセンター
- ㉝ クラウドセンター
- ㉞ クラウドセンター
- ㉟ クラウドセンター
- ㊱ クラウドセンター
- ㊲ クラウドセンター
- ㊳ クラウドセンター
- ㊴ クラウドセンター
- ㊵ クラウドセンター
- ㊶ クラウドセンター
- ㊷ クラウドセンター
- ㊸ クラウドセンター
- ㊹ クラウドセンター
- ㊺ クラウドセンター
- ㊻ クラウドセンター
- ㊼ クラウドセンター
- ㊽ クラウドセンター
- ㊾ クラウドセンター
- ㊿ クラウドセンター

主要施設

- a. パザール通り
- b. センター通り
- c. 島の広場
- d. 水辺の広場
- e. 島の広場
- f. 島の広場
- g. 島の広場
- h. 島の広場
- i. 島の広場
- j. 島の広場
- k. 島の広場
- l. 島の広場
- m. 島の広場
- n. 島の広場
- o. 島の広場
- p. 島の広場
- q. 島の広場
- r. 島の広場

3. 下水道事業

下水道事業は、県が事業主体の流域下水道と市町村が事業主体の公共下水道及び都市下水路等に大別される。

事業実施市町村数は、公共下水道が9市27町2村、都市下水路が8市9町である。

秋田湾・雄物川流域下水道・臨海処理区については昭和50年度から事業に着手し、昭和57年度から秋田市で処理開始したのをはじめ、平成4年4月1日現在、男鹿市、天王町、昭和町、飯田川町、井川町、八郎潟町、若美町、雄和町及び琴丘町の2市8町で処理開始している。

大曲処理区については昭和56年度に事業着手し、昭和63年4月から大曲市、平成3年10月から中仙町で処理開始している。

横手処理区については昭和57年度から事業着手し、平成元年4月から横手市の一部で処理開始している。

さらに、米代川流域下水道・大館処理区については昭和61年度から事業着手し、平成4年4月から大館市の一部で処理開始している。鹿角処理区については昭和63年度からそれぞれ事業に着手し、快適な居住環境をつくるため整備を促進している。

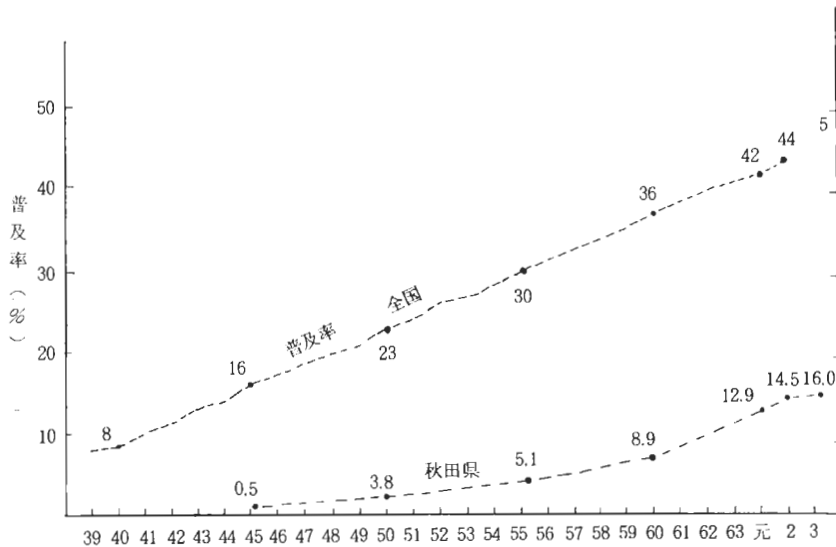


◎下水道の実施状況

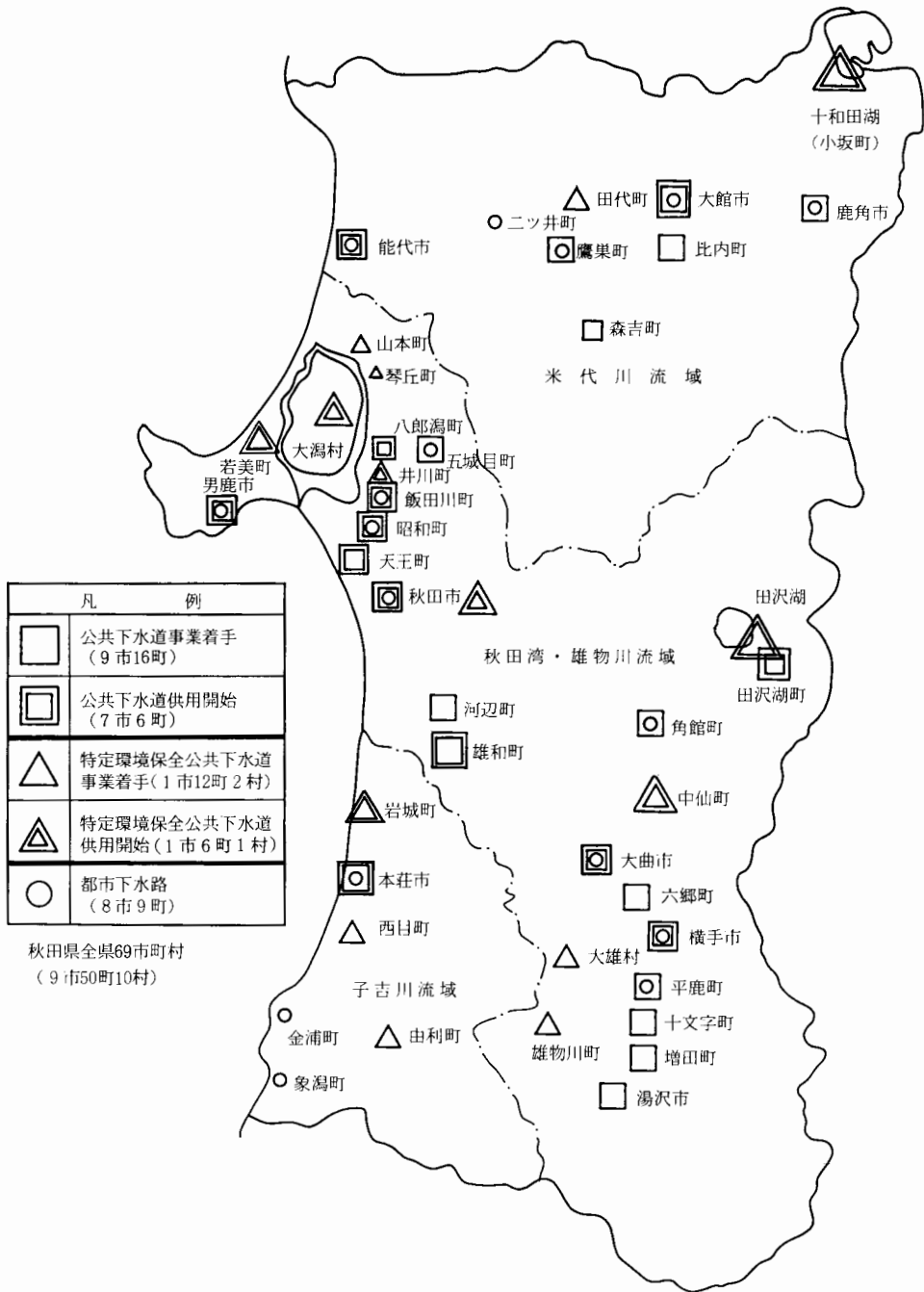
平成4年4月1日現在

		事業着手市町村名		供用開始市町村名 (供用開始年度)
		公共下水道	特定環境保全公共下水道	
流域関連 公共下水道	臨海処理区	秋田市、男鹿市、昭和町 天王町、飯田川町 八郎潟町、雄和町 河辺町、五城目町	井川町、若美町、琴丘町 山本町	秋田市(S.57) 昭和町、天王町(S.61) 飯田川町(S.63) 琴丘町 男鹿市(H.元) 若美町 八郎潟町(H.2) 雄和町 井川町(H.2) (H.4)
	大曲処理区	大曲市、六郷町 角館町	中仙町	大曲市(S.63)
	横手処理区	横手市、平鹿町、増田町 十文字町	雄物川町、大雄村	横手市(H.元)
	大館処理区	大館市、比内町	田代町	大館市(H.4)
	鹿角処理区	鹿角市		
単独公共下水道		能代市、本荘市 田沢湖町、秋田市 湯沢市、鷹巣町 森吉町	秋田市(小泉潟、羽川) 太平山地区) 田沢湖町(湖畔地区) 小坂町、岩城町 曲利町、西目町、大潟村	秋田市(S.45) 能代市(S.59) 岩城町 田沢湖町(S.61)(H.4) 大潟村(S.44) 本荘市(H.3) 小坂町(十和田湖)(H.3)

◎普及率の推移



◎下水道事業実施市町村
(平成3年度末)



◎秋田県流域下水道の管渠整備率（平成3年度末）

※数字は整備率を示す

